

令和2年白老町議会定例会12月会議会議録（第4号）

令和2年12月18日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 2時22分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第8号）
- 第 4 議案第 2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第 3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 4号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 5号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第 6号 令和2年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 7号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 8号 白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第11 議案第 9号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第10号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第11号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について
- 議案第12号 白老町の字の区域の変更について
- 第14 議案第13号 財産の取得の追認議決を求めることについて
- 第15 議案第14号 財産の取得の追認議決を求めることについて
- 第16 議案第15号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 発議第 1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 報告第 1号 定期監査の結果報告について
- 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
- 第19 総務文教常任委員会の審査報告について
- 陳情第 1号 元気号路線延伸（登別市）の陳情書
- 第20 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第21 意見書案第12号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）
- 第22 意見書案第13号 2021年度介護報酬改定における大幅増額及び、新型コロナウイルス感染症に対応した支援を求める意見書（案）
- 第23 常任委員会所管事務調査の報告について

(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

第24 諸般の報告

(次期所管事務調査の報告、要望書等の配付)

第25 休会について

○会議に付した事件

- 議案第 1 号 令和2年度白老町一般会計補正予算(第8号)
 - 議案第 2 号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第 3 号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第 4 号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第 5 号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第 6 号 令和2年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)
 - 議案第 7 号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)
 - 議案第 8 号 白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
 - 議案第 9 号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第10号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第11号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について
 - 議案第12号 白老町の字の区域の変更について
 - 議案第13号 財産の取得の追認議決を求めることについて
 - 議案第14号 財産の取得の追認議決を求めることについて
 - 議案第15号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 報告第 1 号 定期監査の結果報告について
 - 報告第 2 号 例月出納検査の結果報告について
 - 総務文教常任委員会の審査報告について
 - 陳情第 1 号 元気号路線延伸(登別市)の陳情書
 - 承認第 1 号 議員の派遣承認について
 - 意見書案第12号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書(案)
 - 意見書案第13号 2021年度介護報酬改定における大幅増額及び、新型コロナウイルス感染症に対応した支援を求める意見書(案)
- 常任委員会所管事務調査の報告について
(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

○出席議員（14名）

1番 久保一美君	2番 広地紀彰君
3番 佐藤雄大君	4番 貳又聖規君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	12番 長谷川かおり君
13番 氏家裕治君	14番 松田謙吾君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

2番 広地紀彰君	3番 佐藤雄大君
4番 貳又聖規君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	竹田敏雄君
教育長	安藤尚志君
総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
企画課長	工藤智寿君
経済振興課長	富川英孝君
生活環境課長	本間力君
町民課長	岩本寿彦君
税務課長	大塩英男君
上下水道課長	本間弘樹君
子育て支援課長	渡邊博子君
高齢者介護課長	山本康正君
学校教育課長	鈴木徳子君
病院事務長	村上弘光君
代表監査委員	菅原道幸君
アイヌ総合政策課長	笹山学君

病院改築準備担当参事	伊 藤 信 幸 君
経 済 振 興 課 参 事	白 杵 誠 君
建 設 課 参 事	舛 田 紀 和 君
生 涯 学 習 課 参 事	武 永 真 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	小 野 寺 修 男 君

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、2番、広地紀彰議員、3番、佐藤雄大議員、4番、貳又聖規議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会12月会議の運営に関する件であります。

本日、町長の提案に係るものとして、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件の追加議案の提出がありました。

古俣副町長から議案の説明を受け、本日の議題に供することといたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第8号）

- 議長（松田謙吾君） 日程第3、議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第8号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

- 財政課長（大黒克巳君） 議案第1号でございます。令和2年度白老町一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度白老町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,810万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億6,928万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和2年12月11日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。23ページの象徴空間周辺整備事業についてお伺いいたします。

こちらの象徴空間周辺整備事業、駐輪場の事業再開ということですが、土地の所有などに困難を来していたと思いますが、今回財産購入ということで今後事業が前に進んでいくということですが、それで今確認すると、もう建物の解体なども始まっておられまして今後駐輪場の整備に向けて進んでいくのかと思いますが、今後の完成時期などのタイムスケジュールの確認をまず初めにいたします。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 駅前広場整備の計画についてのご質問であります。まず、用地部分の契約等々が10月に協議が整った関係で今回北海道の駅前広場整備事業が再開するということが趣旨であります。今後の予定といたしましては、現在建物の除去につきましては年内に建物が除去される計画の中で12月中に駅前広場整備の工事を北海道のほうで発注する予定となっております。今回補正をさせていただいた部分につきましては、昨年町が予定をしておりました駐輪場の整備になってございます。この用地取得をこのたび可決後、契約を行いまして、町の駐輪場整備につきましては新年度の予算の中で駐輪場を整備していきたいと。まずは北海道の駅前広場の整備がある程度進む中で町の発注、駐輪場の部分を行っていききたいという考えであります。ただ、冬期間の工事という部分もございまして、現在北海道と協議を行っている部分については12月の発注で整備を行うということで、工期、完成等についてはまだ情報を受けていないものですから、現在お話ができる部分についてはこのような状況となっております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。広場が完成後に駐輪場を造っていくという予定ということは分かったのですが、現在も駐輪場はあるのですが、新しい駅舎が完成してから何度か見に行っているのですが、結構駐輪場があふれている状況というのは夏場などに特に確認できます。今は冬場なのですが、ちょっとスペースに空きはなく、本当に駐輪場がいっぱいになっている状況というのがあるので、なるべく夏場などの増える時期の前に整備を終えたほうがいいと思いますので、まず北海道の事業が終わってからのことですが、早期完成を目指していくべきだと思いますが、それを踏まえて今の駐輪場の状況を確認すると、どれが放置自転車かどうかというのは分からない状況なのですが、結構古い自転車がそのまま置かれているのではないのかなと考えられる状況というのも現在あると思いますので、その辺の整備とか呼びかけなどをしていかないと、どれが放置自転車で使われている自転車なのかも今は分からない状態もあるのかなという部分もありますので、その辺の対策も徹底していただき、整備に向けて早期に目指していただければなと思いますが、まちの考えをお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） まず、駐輪場の整備についてですが、北海道で駐輪場を整備する部分と、あと町で整備をする部分と計画がございます。当初自由通路を整備する、駅前広場を整備する際に従来ありました駐輪場が約100台程度キャパシティがありまして、今回整備はそれ相応の部分の台数が確保できる駐輪場整備を予定してございます。今月駅前広場が発注となりまして、今予定としては何月までというお話は道工事の工期の部分がございますので、明確にお答えすることができませんが、今の駐輪場、自転車利用の方々のそういった支障を来している部分をなるべく早急に改善できるような計画を立てていきたいというのがまず1点です。

それと、これは駐輪場を整備する以前も、現在もなのですけれども、これまで駅横にありました駐輪場の部分の不法投棄といいますか、利用されていないような部分については毎年状況を確認をいたしまして、それで乗られていないような自転車の部分についてはそういった調査を含めて撤去をしたりですとか、そういうような対応もこれまでもしておりましたので、今後また整備を進めていく中でその状況を見ながらそういった形を対応を取っていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。23ページ、児童福祉費の認定こども園の運営等経費1,336万1,000円の負担金の部分がございます。この額がかなり大きく膨らんでいるかなという感じがするのですけれども、まずこの点の内容、どういったものなのかということの確認と、それから25ページ、児童福祉施設の衛生対策事業、こちらはコロナの交付金事業であります。実際に加湿器の購入ということになります。私実際に保育園等を確認するに今回コロナ等の関係でマスクですとか消毒、保育園内ではこの辺がとても徹底されているなど。その中にあって、これはコロナにとどまらず、基本的な風邪ですとか、そういった予防対策にもかなりつながっているのかなとも思うのですが、その辺の効果等が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 各園に支払っている給付費についてのご質問をまずいただきました。この給付費についてなのですけれども、施設を運営するために必要となる経費で国の基準によって定められております。今回補正に上げさせていただいた部分については、今年度より公定価格の中で基本部分と各種加算があるのですけれども、その加算の部分でチーム保育加算というのが教育認定が昨年度までは対象だったのを今年度から保育認定のお子さんも対象になるということで、その部分が追加されております。それと、無償化が始まって以降、保育認定を受けるお子さんが増えたということで園の中には教育認定の利用定員を下げている園がございます。定員数を下げるとなると各園にお支払いする単価が逆に高くなるというような構造がございまして、その部分も今回上げさせていただいた中の一つということでありませぬ。それと、もう一点、もともと公定価格自体の基本部分の単価が上がっているという部分が、ほかの加算以外の基本部分も上がっているというのが要因となっております。

それと、もう一点の児童福祉施設の衛生対策の施設用備品でございますけれども、主にこれは空気清浄機購入ということでありませぬ。今回は町立の施設に対しての購入の部分でございますけれども、民間の園については補助で出しておきまして、各園で必要な空気清浄機等を購入しているというところがございますけれども、空気の循環等もありますので、かなりコロナの感染予防にはなっているのかなというところがございます。コロナ対策以外でも感染症全般については空気の循環が必要ということで、冬期間は換気をするのに窓を開けるのもかなり寒くて大変なところもございませぬので、そういうときに空気清浄機の設置などというのは効果があるなどは考えてございませぬ。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。まず、空気清浄機等の関係については私も実際保育士の方にいろいろとお話を聞いたら、今コロナにとどまらず、これから風邪がはやる時期ですけれども、徹底した消毒ですとか換気的环境があるので、お子さんたちの風邪の予防にかなりなっているということをお聞きしておりました。それは1つよろしいとして、認定こども園の関係なのですけれども、こちらは私知識不足で、そこは今課長の説明でよく理解できました。その中で今定員数の関係にちょっと触れられておりましたが、現在待機児童や保育士の数がきちんと足りているかどうか、その辺をお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 待機児童についてのご質問でございますが、現在待機児童は出してはおりませぬけれども、実際のところ園の受入れ態勢が整うまでということで数か月お待ちいただくことも実際にはございませぬ。現在はお一人の方がどうしてもここの園に入りたいということでおっしゃっておられまして、その入りたい園がまだ受入れ態勢ができないのですが、来年以降、1月以降受入れ態勢が見込めるということで、すぐ入園していただくというような予定ではおりませぬ。

あと、保育士の確保についてでありますけれども、現状3歳未満児の入園の数が増えてきているということで、より多くの保育士が必要になっている状況でございませぬ。各園は十分な保

育士が今配置できているわけではないので、余裕のない中での保育に当たっていただいているというような状況ではございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 保育園等のこの問題につきましては、私前々からご質問させていただいて、現在保育士の、現状でいくとコロナの現状も踏まえて、かなり人手不足に加えて緊張感が走るお仕事をされていると思いますので、ぜひこれは改善に向けて進めていただきたいと思います。最後にその点だけ確認させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 保育士の不足というのは全国的な問題でございますけれども、今は新卒の保育士や地域で現在働いている方もどうしても都市部に流れてしまうという傾向があるように思います。地方のほうでも保育士、都市部でもまだまだ足りないのですが、余計に地方のほうも保育士が不足しているというような状況が今出てきておりますので、国や道のほうでも確保策についてはいろいろあるのですけれども、町としてもそういう確保策を活用しながら、また町独自でも、例えば町内に資格を持っていらっしゃる方、その掘り起こしなどもするなどしながら保育の体制は整えていきたいなどは考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。補正予算28、29ページ、商工振興費の小規模事業者等経営支援事業について伺いたいと思います。

今回の申請状況のほうも資料の整理をいただいております、進捗状況と確認しながら実態は把握できました。それで、コロナの影響ということはどう捉えるかという中で影響のない事業者もほとんどないような状況の中で、なるべく広く取っていたというような思いで小規模事業者の経営支援事業を見ていたのですけれども、残念ながら1,400万円ほど執行残が残ってしまったという関係です。それで、端的に言うと、より経営状態に深刻な影響を与えている事業者に対しての補助が必要なのではないかということです。これは50%ということですが、私は持続化支援の給付金や、あと家賃の給付金の関係、相談に何件か乗らせていただいたのですけれども、昨日も少し話したので、あまり詳しくは言わないのですけれども、飲食店は本当に深刻なのです。中でも飲食店と催事関係、例えば港まつりだとか、あとは牛肉まつりに参画されている出店者の皆さん、そちらでもダメージを受けていて、お祭りのために在庫しておいたものがまだ冷凍庫に眠ったままで月に3万円も倉賃がかかるのだというような方もいたり、あとこれは私が知っている範囲ではあるのですけれども、社会福祉協議会でやられているコロナに対する緊急支援の関係の20万円はほとんど使い果たして、その後の緊急小口の関係、月に世帯別で15万円から20万円の上限枠があるので、3か月給付できると。それで何とか年を越せたという事業者も事実としてあります。大町かいわいの飲食店の皆さん、あそこに集中していますが、はっきり言ってみんなひどい状況で50%どころの騒ぎではない、下手したら80%、90%の人もいます。ですので、こういった部分を小規模事業者の成果を捉えた上で、より深刻な事業者に対しての手当ての方策を講じるべきではないかと考えますが、それに対しての考え方を伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 小規模事業者等経営支援事業の給付金について執行残が1,400万円ほど発生したということでございますけれども、想定していた件数よりも、438件ということで想定していたのですが、実績としては190件ということで、資料にもございますが、そういったことになっておりますが、今回売上げの減少率20%以上のところについて給付の対象としていたのですが、そこまで減少していないということで、そういった案件もかなりありまして、特に理美容業ですとか、運送業ですとか、建設業の一部についてはそういった実態もございました。あと、商工会から何度も周知のためのチラシの配布とかもやっていたのですが、連絡がつかないといったようなところも多くて結局こういったような数字になったところがございます。ただ、今回いろんな手法を駆使して給付金の制度の周知活動についてはやってきたところがございます。そういった意味では小規模事業者の方々にこういった給付金があるよということの情報は届いたのかなと考えてございます。

今後についてなのですけれども、昨日の議論でもございましたが、特に飲食業ですとか、GoToキャンペーンが停止になったというところもございまして、非常に厳しい状況だということでは私どもも押さえてございます。今後はそのことを踏まえて、果たしてどういったような施策を講じていくべきなのかということについてしっかりと考えてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 27ページの旧バイオマス燃料化施設の事後処理事業について、この内容については理解していますし、徐々に事後処理されてきているなど、こう思います。ただ、前回の処理の方針を出してからもう1年をまたいでかなり経過がたっていますので、この施設とか土地、建物もあるのかな、等々の部分のこれまでの処理に向けた動きと経緯はどうなっているかと、あわせて不良生成物もかなりまだ、動いていませんけれども、これはどういう処理になっていくのかということをお聞きしておきます。

それと、新型コロナウイルス感染の今回予算が上がっていますけれども、併せて資料がありました。それで、資料の内容の処理の状況について確認しておきたいのですけれども、10月補正の進捗状況で資料1の6がありますけれども、この中でナンバー1の高齢者支援商品券給付事業です。これについては私にも来たのですけれども、周りの方から聞いたら金額の大小は別にして、この時期に送っていただいといる方もいらっしゃいました。その中で今後のスケジュールを見ましたけれども、流れは分かりました。それで、対象者は何人に送付して何人戻ってきて、再送付していますけれども、この後また多分戻ってくると思うのですけれども、そういう人方に対してどういう形で皆さんに届けるように考えているのか、その辺を伺います。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 旧バイオマス施設の関係で令和元年12月以降、このバイオマス施設の関係の取扱いについては、私のほうから経過等を説明させていただきます。

まず、今回併せまして広域処理のほうで負担金の増額を上げさせていただいておりますが、燃料ごみ、ペットボトルのほうの受入れについてはおおむね順調に推移しまして、しかしなが

らどうしても処理量が増加する傾向の中と、それから今回クリンクルセンターのほうの委託業務の更新等で契約が5年に1度の入替えもあったこと、そういったこともありまして、人件費等の増額も見込んでこのような結果と、増額ということで、例年ですと1,000万円ぐらいの減額、精算が出るのですが、今回当初予算との見込みとしてはこのような形で増額せざるを得なくなったという状況でございます。

それから、バイオマス施設のほうの現状の利活用の検討状況でございますが、日本製紙のほうとこれまで幾度となく協議を進めてきております。土地の所有が日本製紙であって、建物の活用についても副町長レベル含めて、町長レベルも含めて何とか日本製紙にもということの働きかけもこれまで行ってきておりますが、残念ながら有効な手段ということには至ってございません。その中で並行して現在まで町内企業、町外企業含めて利活用の検討も現段階でも今協議を進めている最中でございますが、本来でいけば私も年内、年度内という方向でもお話をしていたところなのですが、現時点ではまだ可能性が残っているということもございまして、もうしばらくご協議の時間をいただければと思っております。

それから、余剰生成物の整理なのですが、年度当初から予算議決いただいた後、1,000万円ほど今回処理費用を見込まさせていただいております。早速登別市との協議を進めてきたところなのですが、ご承知のとおりコロナ禍の中で直販の受入れ等のクリンクルセンターの受入れ態勢がなかなか前半伴わなかったことによりまして、進めてこれたのがようやく9月、10月以降ということになりまして、実際進めておりません。ただ、サンプルを用いて試験を行ったところで、そこまではいったところなのですが、正直余剰生成物のカロリーが6,000ほどありますので、あそこの流動床の中でいきますと、どうしても温度帯が高過ぎて想定していた量よりあまり受け入れづらいということで、今年間でも十数トンのみの受入れなら可能という答えまでは出たのですが、今約3,000弱トン数を保有している状態でいきますと、正直5年、10年というスパン以上に十数トンレベルでしたらもっとかかってしまうという状況もありまして、クリンクルセンターのごみ処理になると今は難しいという判断が出ました。その後今ほかの関係施設、リサイクル施設も含めて現在協議を進めておりまして、今年度中にテストがいければ来年度の予算のほうに再計上したいことと、あとはうちの再生処分場も含めてある程度計画を立てて仕切り直しをせざるを得ないかなという状況になっている状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 私のほうから高齢者の支援の件、商品券の給付事業についてのご説明をさせていただきます。

まず、送付の総件数ですが、7,575名の方にお送りしております。そのうち、こちらはゆうパックで送っておりましたが、期間内にお受け取りにならなかったりとか居場所が違ったりということで233件戻ってきております。その後私どものほうで居住地の確認等を行いまして、そのうち210件ほどについては改めてお送りしたりしてお手元に届いております。ですから、実際には今20件ほど宛先が不明のものを高齢者介護課のほうで保管させていただいておりますが、これについては他課とかの情報とかを確認して何とかお届けするように現在も作業を進めているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） バイオマスの施設の関係、流れは分かりました。それ以上云々ということはないけれども、ただ不良生成物の、環境衛生センターにあるのはひどいのです、保管状況が。お金をかけろという意味ではなくて。なぜかといったら、もうバイオマス燃料部門がある程度整理がついたので、あの辺もある程度集約するかきれいにしておかないと、ごみを捨てに来たお客さんが、せっかくバイオマスがきれいに今整理されているのにイメージを悪くして聞くのです。袋からはみ出して草ぼうぼうみたいだから、ああいうものは整理しておくとの方向性にいつているのだなということでも理解するのだけれども、ああいう部分だけを見てしまうと、どうも停滞しているような見方をされるので、担当としてもある程度そういう部分は気配りして、きれいにして1つずつ仕事が進んでいるのだよというイメージを与えたほうがいいかなと、こう思います。

それで、高齢者の商品券の給付については分かりました。あと20件ほどだということで、ぜひ努力して皆さんに渡るようにしていただきたいと思います。

あと、施設に入っている方は施設のほうから行くのですか。施設に入って、よそから来ている人は住民登録していれば当然当たると思うのだけれども、施設はどのような配付の仕方なのか、そこだけ流れを教えてくださいと思います。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） ただいまのご指摘のとおり、環境衛生センターの管理上、適正ではないという認識は承知しております。しかしながら、ブルーシート等の費用もなかなか大きなお金ということもあったものですから、ただセンターの受入れが今自己搬入が多くなってきている傾向もございますので、そういった環境改善には心がけていきたいということで、ご指摘のとおり改善を以後進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 施設に入っている方の商品券の取扱いでございますが、基本的には施設に入られているのですが、住所はご自宅に置かれているという方がいらっしゃいます。その方については、まずはご自宅のほうに送らせていただいて、郵便局のほうで転送先を例えば息子とか娘のところに行っているところがありますので、それで息子とか娘のところへ届くというのがありますので、一義的にはうちのほうでまず居住地といいますか、住民票の置いてあるところにお送りしています。ただ、それでは届かない場合については、今度は施設のほうに入所されている状況を調べまして、ご本人宛てに施設のほうに送付をしております。当然施設のほうでご本人にお渡ししていただいて使っていただくというような対応をしておりますが、金銭管理等がなかなか難しい方については施設のほうで金銭管理と同様に商品券についても管理していただくという方は中にはいらっしゃると思いますが、その場合は施設のほうにお送りして管理していただいている状況です。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 13番、氏家です。今の27ページの旧バイオマスの燃料化施設事後処理事業について、関連して質問させていただきたいと思います。

前回の施設内にある機械類、これの売払いについて一度議案が持ちかかったときにこれが中止になりました。今私のほうにはいろいろな業者の方々からの機械の利活用について何とかこれを売る気はないのかというような話も聞こえてくるのですけれども、まちのほうの今の現状、そういったことについてどういった情報を得ているのか。また、これをまちとして売る気がないのかどうか。今回国庫支出金の返還もこれで終わるわけですから、中をすっきりさせて今後この施設をどう使っていくかということをしちんとした目で見ていただくことが大事だと思うのですけれども、それについての進め方、今回これは補正予算ですから、これ以上の質問はしませんけれども、その進め方、何かあやふやになっているのではないかと思いますので、町の姿勢をお伺いしたいのですけれども。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 決してあやふやにしているつもりはございませんが、どうしても有効利用のすべというところでの今協議を進めさせていただいている利用形態というものがそれぞれ何パターンかございまして、冒頭説明、売払いのほうの進めることに関しましては現時点も調整をしている最中ですが、どうしてもこの期間、これから冬場に入り、3月までの工期日程等ということになれば次年度、新年度の仕切り直しという方向でも考えていかなければいけないと今担当としても調整しております。また、先ほどの前田議員との今後の利活用というところでいけば、今町内企業、町外企業等含めて協議はさせていただいている中でいきますと、例えば倉庫として利用することの意向がある企業、または一部の設備をそのまま施設として施設内で有効利用を図りたいということの希望をなさっている企業という方向もございませぬ。倉庫としていく方向でいけば流れ、順序でいきますと機械の売払いをしてきれいにしてから、環境改善してから貸すとかという方法もできますし、そういった今調整を行っているところでございませぬので、なかなか私どもとしてきちんと具体的にこの計画でいくということまでがお示しできる現状ではございませぬので、まだ具体的なお話ができないところでございませぬ。どうしても土地の所有が当初より日本製紙が所有されているということがありますし、また建物は町ということでのそういった現状の中で、どう有効利用するかということで非常にいろいろと選択肢が狭まることもありますし、いろいろな条件を調整しなければいけないということもありますので、まだまだ具体的には申し上げられないところでありますが、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 理解できません。有効利用を図るということで、あの施設自体をそのまま何か使えるのであれば早期にそういった結論を導き出すような方向性を考えていけばいいし、そうでないならば機械というのは置いておけば置いておきだけ駄目になっていくというのは分かるでしょう。それをどっちつかずの方向で今後もしたらいいかな、ああしたらいいかなと考えているうちに何年たつのですか。こんなことをやっていたら売れる機械も売れなくなってしまう。私はそう思ひます。ですから、きちんとした方向性を決めて、あそこをきちんと、バイオマス自体はやめたわけですから、それを利活用する企業がもしいるのだとすれば積極的にそういった話を進めていくだとか、そうでなければあの中での機械というのは早期

にお金に換えて様々な今後のバイオマスの事後処理のお金に使っていただくか、そういう物事の考え方をしたほうがいいのではないですか。実際問題今までもバイオマスの問題というのがどこで終結していいかが分からないような状況でずっと続いてきたわけですから、今回一つのけじめとしてつけられるわけですから、その終結に向けてはしっかりスピード感を持って進めていくことが私は必要だと思いますけれども、その辺についての考え方だけ。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） ご指摘のとおり、なかなか結論に至らないという現状もそのとおりですし、また売払いせずに放置する状態での機械の老朽度というものも進むということは当然なことながら認識しております。スピード感を持ってやるつもりではいるのですが、対相手ということの交渉事もございまして、先ほど言葉足らずですが、日本製紙が土地を所有していることでいきますと、以前もお話をしていますが、建物が白老町と。白老町がそれを売ってしまいますと、万が一買われた企業が倒産した等々のそういった状態になれば建物の所有の部分が不明瞭になるということではいけば町が何らかの関与をしていかなければいけないという条件も今はございます。それが債務を保証するとかということにはなりませんし、いろいろ条件が出てきますし、生産活動を伴う施設利用となれば今の町の財産の取扱いとか、ただでということには当然なりませんし、そういった条件も現在調整しているところでして、まだ答えは出せませんし、具体的な今こうだということはお示しできないのですが、先ほど来言っているとおり、年内、年度内という目標ではあるのですが、まずはそのところを踏まえて早期に結論を出していきたいという考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 最後にしますけれども、最初に聞いた多分この機械を売ってほしいという業者がまちのほうにまず問合せが来ているのかどうか、現状として。私のほうには来ているけれども、まちのほうに聞いているのかどうか。まちのほうに来ているから、私のところに来ているのではないかと思うのだけれども、まずその辺が1点。

そして、今課長が言った機械を売り払った後の保証がどうのこうのとか何か私には理解できないのだけれども、売り払ったものに対しての保証だとか何とかというのとは関係のない話だよ、機械だけを売り払うわけだから。建物を売り払うわけではないから。何かその辺がよく分からないけれども、そこは後々また一般質問、また代表質問の中で質問させてもらうけれども、きちんと明確にしてほしいのです、今後の考え方というのを。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 売払いにつきましては、氏家議員がご相談を受けている企業、この場でどなたかというところは私押さえておりませんが、売払いを希望されている方とはお会いするなり打合せするなり協議はさせていただいております。ただ、前回の経過で申し上げますと、コロナ禍の影響もあってその辺は期間を要するということで一度区切らせていただいた経緯ですけれども、現在もそういった売払いの準備はさせていただいております。ただ、期間というところでいけば年度内というより次年度以降という話としての今は状況であります。建物の部分は、先ほどまだまだ流動的な部分ということで、きちんとまた改めて説明をしたい

ところなのですが、機械設備に関しましては状況によりけりですけれども、売払いの準備は今後も進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） バイオマス燃料化施設の今回最終的な補助金の部分の返還ということでの予算計上をさせてもらって、これで国との関係については一定の線引きが引かれてくるわけです。そのことを踏まえまして、今課長のほうからもありましたように、土地の問題があるので、日本製紙とはかなりのやり取りをやってきたのですけれども、結論的にはなかなか日本製紙がその活用については難しいという結論が出ているところです。町としては2億8,600万円の解体費をかけないようにした形での始末のつけ方を何とかしたいということで中の機械の始末、機械だけ買い取るだとかという業者、それから先ほどもありましたように、その機械も使ってまた事業を進めたいというところもあります。そういう関係の中での選択をどうするべきなのかというところが、こちらも少しでも有利に事を運びたいということもありまして、業者との掛け合いもあるので、なかなかそこら辺のところスムーズにというか、進めばいいのでしょうけれども、期間がどうしても長くなってしまっている部分がありまして、今のようご指摘がなされることは十分受け止めたいと思っております。いずれにしろ、今回の予算計上において簡単に言えばうちのものというか、そういうことになりますので、その始末については早急に図ってまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 西田でございます。13ページの寄付金のことについてお伺いいたします。

今回指定寄付金5件ですか、283万円、それと一般寄付金1件、合計すると1,283万円、ふるさと納税を外すとそのくらいになりますけれども、私たち議会としましてもこのようにたくさん寄付していただいている方の思いに対して感謝申し上げたいなど、まずお礼を申し上げたいと思います。私たち議員もどのような思いでこの方々が寄付してくださったのか、その思いも知っておく必要があるだろうなと思っております。中には何度も寄付してくださる事業所もありまして、言える範囲で結構なのですけれども、寄付してくださる方々のお名前、またその方々の思い、まちはそれに沿って必要にきちんと使用していただきたいと思っておりますので、その辺をお伺いしたいと思っております。

2点目は、31ページの観光振興人材育成事業の地域おこし協力隊事業です。先般1名退職されたということで、途中退職ということでこのように計上されておまして、同僚議員も同じような質問をしておりますけれども、まず退職した理由、前回の同僚議員の質問の中、まちの意向に合った人を採用しているというお話を聞いていましたので、そのように打合せをきちんとされているにもかかわらず途中退職していかねばならなくなった理由というのを伺いたしたいと思います。

そして、3点目に担当されているほかの地域おこし協力隊の方々がいらっしゃいますよね。企画課のほうで全員採用すると思うのですけれども、担当の課がいると思うのですけれども、それぞれの課でどこの課が何名ずつお預かりしているのか、そして実際にどこの課がこの方々

を直接面倒を見ているというか、指導されているのか。なぜそういうことを聞くかといいますと、例えば社台のところは空き家になっていましたけれども、最近見ると。そこに住んでいる協力隊の方が北海道の方ではないものですから、非常に冬の暖房費がきついと。手取りが十四、五万円ぐらいなのにとてでもではないけれども大変ですというようなお話を聞きまして、ああ、そうだよねと、北海道にいなかった人にしてみたらこの冬の暖房費の高さというのは骨身にしみただろうなというのが分かりました。それと同じように、そういう方々をきちんと受入れして、そしてその方々に白老町に定住していただくための対策が必要だと思えますけれども、その辺についてお伺いしたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 観光振興人材養成事業ということで地域おこし協力隊、本年6月末で、本年採用した女性の方だったのですけれども、残念ながら退職ということになりました。退職した理由といたしましては、本人がもともとフリーのガイド、そういったものをやっております、白老のウポポイの関係も含めてアイヌ文化を含めて知識を高めていきたいと。自分の卒業後のガイドというか、そういったところに勉強の期間としたいというようなことで、我々もそういった中で一方では観光のインフォメーション機能だとか、そういった部分のルーチンワークについてもしていただいて、その中でいろいろと能力を高めていくというか、そういう形で期待をしていたところではあったのですけれども、フリーのガイドのほうの意向のほうが強くてというか、ルーチンのところに対しての一定程度拘束されるだとか、そういったところも少し負担になったのかなとは思っておりますが、5月頃からずっとお話をしながら、ただし6月末で退職になったというような形でございます。

この後企画課のほうからお話があると思えますけれども、先に私どものほうで今観光部局で採用しているのが現状3名ということになってございます。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） ただいま経済振興課長から答弁させていただいた部分に引き続きまして地域おこし協力隊、現在の隊員の状況について私のほうからご答弁させていただきたいと思えます。

今経済振興課長が言われたとおり、経済振興課において3名の方が活躍されておりますが、そのほかに今農林水産課におきまして3名の方が活動されているという状況でございます。また、先日の質問の中にもありました退任後といいますか、そのフォローといいますか、そういった部分につきましては、この間もご答弁させていただきましたけれども、今新しい制度が総務省の中で検討されている部分もありますので、また町内にはOBの方も活躍されているということもありますので、そういう方たちとも協力体制を取りながらフォローアップのほうに努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 13ページの寄付の関係でのご質問にお答えいたします。

指定寄付、それから一般寄付につきましては、議案説明会の中で匿名以外はお名前をご紹介させていただきながら何に充てる指定寄付なのかということも併せてご説明しているところで

ございます。もう少し詳しく申しますと、まず地方創生資金の100万円につきましては、苫小牧信用金庫様からですけれども、これは数年に1度苫小牧市を含めた支店のある自治体に対してこのような形で寄付を頂戴しているところでございます。それから、農業振興資金の100万円につきましては、毎年敷島ファーム様より農業振興資金に活用していただきたいということで寄付をいただいております。商工振興資金の30万円につきましては、これもほぼ毎年のようにありますけれども、公益社団法人苫小牧地方法人白老地区様からの商工関係の寄付をいただいているところでございます。公共施設等整備資金50万円につきましては、長谷川土建工業様からの寄付でございますが、長谷川土建工業様が会社設立から50周年ということで、この間白老町にお世話になったということでご寄付をいただいたところでございます。それから、図書購入資金の3万円につきましては、これは毎年でございますけれども、白老町青色申告会様から図書館図書の購入資金として頂戴しているところでございます。また、一般寄付の1,000万円につきましては、これは匿名でございますけれども、一昨年も1,000万円のご寄付をいただいた町内在住の方でございますが、一昨年にご寄付をいただいたご主人が亡くなられて、このたびは奥様のご主人の遺志を継いでといたしますか、白老町に長年お世話になったということでご寄付をいただいております、今回一般会計に対する1,000万円の寄付のほか町立国民健康保険病院に対しても1,000万円のご寄付をいただいたところでございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今財政課長、一般寄付も1,000万円、町立国民健康保険病院にも1,000万円ということ、つまり合計で2,000万円いただいたということでしょうか。もしそうだとしたら非常にありがたいお話なので、本当にその方々に感謝申し上げなければならないと思います。

それでは、2点目の地域おこし協力隊のほうです。私が聞いているのは今いらっしゃる方々を誰がどうサポートして、どこが責任を持ってやっているかということなのです。退職した理由についてもフリーガイドでやりたかったと話していたけれども、結局合わなくてやめた。それは白老町の意向に対して合わなかったのか、本人がどうしてもやりたいと思うものがあつたからやめたのか、その辺があやふやなのですけれども、聞いていてよく分からないのですけれども、私が感じるのは地域おこし協力隊というのはある程度フリーな形で白老町の魅力というものを探ってもらうというのが目的だと思うのです。白老のまちがいいまちだなと感じていただいたらそこに定住してもらうのが一番の目標だと思うのです。そこを役場の仕事をやらせるとか、こういう仕事をやらせようとかというのだったら、それはちょっと違うかなと。それだったらきちんと別な形で採用すればいいわけです。地域おこし協力隊の使命というのは田舎のいいところを若い人たちに知ってもらって、そしてその田舎で住んでもらって、その地域を活性化してもらうというのが一番の目標だと思うものですから、その辺誰が一体今面倒を見ているのか。先ほども言いましたけれども、十四、五万円の手取りで冬の燃料費がきつかったと、大変だったと。今年の冬を越せるだろうかと。そんな話を聞くと、白老町でこの地域おこし協力隊の人たちは一体どういうところに住ませているのかなと私心配になりました、正直言います。では、現在どういうところに住んでいるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 地域おこし協力隊の活動の状況というか、目的の部分につきましては、今西田議員言われたとおり、よその方に当町を見ていただいて、よそ者と言ったら言葉は語弊があるかもしれませんが、違う方が見てまちを掘り起こしていただく、活性化していただく、最終的には定住してもらおうということが一番大事なのかなと捉えているところは同じ思いでございます。ただ、それぞれの今役場の中での体制としましては、各課の課長職を中心に隊長という位置づけの中で活動させていただいてもらってしまっていて、担当者を含めそれぞれ相談体制なんかもさせていただいているところがございます。その雇用形態のお話も若干ありましたけれども、月額今約16万5,000円の報償費を出させていただいております。そのほかに助成金として住宅の助成を含めて活動車両の助成、それから保険代、それから福利厚生としまして国保の2分の1の部分、年金の部分の2分の1の部分ですとか、それから車両、それからパソコン等の借り上げ料、そのほかに活動助成費というものも出させていただいているということでございます。決して報酬額としては高い、低いとは言えない部分もございませぬけれども、そういう形の中で皆様ご活躍と申しますか、されているという状況になっているところがございます。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 寄付の件でございます。説明不足で申し訳ありません。一般寄付の1,000万円につきましては、一般会計、それから病院会計の1,000万円、合わせて匿名の方から2,000万円のご寄付をいただいているということで非常にありがたいことだと思っております。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） すみません。答弁が漏れていましたので、答弁させていただきます。

先ほど雇用の形態についてのお話をさせていただきましたけれども、各課において、また各地域おこし協力隊員との関係は、あくまでも対等ということで、決して役場職員の臨時的な扱いとかということではなくて、当初の目的を達成していただくために、フリーといいますか、それぞれの隊員の皆様の思いの中で活動していただくということを目的としていますので、決して言われているような役場の仕事をやってもらうというような意味合いではないということだけ申し添えさせていただきますと思います。

〔「住宅はどこに住んでいるの。住宅」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 住宅については、それぞれ皆様が個人で申込みされているということで、民間の住宅に入ったり様々な形になっているということで捉えております。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 寄付金のお話が先ほど出ましたので、病院関係ということで私のほうからもお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど財政課長のほうからお答えしましたけれども、同一人物の匿名の方から今回一般会計

1,000万円、病院会計にも1,000万円いただいたということでございます。病院会計の1,000万円の寄付金につきましては、この後の議案第7号の中で今回補正予算にも計上させていただいております。病院会計としていただくのも、私も調べると大体16年ぶりということで、大変こういう大きいお金をご厚意をいただいたということでございます。お礼のほうにつきましても、まず文書を一般会計のほうからも出していただきました。病院会計といたしましても院長名で今回出させていただきました。また、今回この後補正予算を計上していますけれども、機器等の購入を考えているということで、こちらのほう購入が決まりましたらご本人のほうにもこういう用途で使わせていただいたということで、大変ありがたいご厚意ということで病院のほうもお礼をしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を続行いたします。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 地域おこし協力隊のことで、3回目なので、今回のことにつきましては、ほかの同僚議員も同じことを聞いていますけれども、できればこの方々とそれぞれ経済振興課と農林課、これから先また申込みがあったらいろいろな課が責任を持って協力隊の方々ときちんと意思疎通し、そしてその方々が白老のまちに定住できるように、今回このように1名退職されて非常に残念だったので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 先ほどもご答弁させていただきましたし、議員のほうからもお話がありました。そもそも地域おこし協力隊の目的、ほかの地から入っていただいでもらって地域を掘り起こしていただい活躍していく、活動していただいた中で地域の活性化ということを担当していただいた後も定住していただくということが一つの大きな目的でございますので、そうなれるように町としても努力していきたいなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第8号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補
正予算（第3号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議2-1をお開きください。議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ686万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,932万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月11日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議3-1をお開きください。議案第3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,089万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,346万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月11日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第4号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 議4—1をお開きください。議案第4号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,003万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月11日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第5号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議5—1をお開きください。議案第5号 令和

2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,939万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月11日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和2年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第6号 令和2年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 議6―1をお開きください。議案第6号 令和2年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和2年度白老町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度白老町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額3億5,361万9,000円、補正予定額20万円の減

額、計3億5,341万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額3億2,555万5,000円、補正予定額20万円の減額、計3億2,535万5,000円。

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、第1号、職員給与費、既決予定額6,996万3,000円、補正予定額570万円の減額、計6,426万3,000円。

令和2年12月11日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 令和2年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計 補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第7号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議7-1をお開きください。議案第7号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額9億8,297万7,000円、補正予定額7,000万円、計10億5,297万

7,000円。

第2項医業外収益、既決予定額4億61万7,000円、補正予定額7,000万円、計4億7,061万7,000円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既決予定額3,967万円、補正予定額1,000万円、計4,967万円。

第5項寄付金、既決予定額ゼロ円、補正予定額1,000万円、計1,000万円。

第1款資本的支出、既決予定額3,967万円、補正予定額1,000万円、計4,967万円。

第1項建設改良費、既決予定額3,967万円、補正予定額1,000万円、計4,967万円。

令和2年12月11日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。一般論的でお尋ねをしたいのですが、今回のコロナの影響で病院に対する影響、発病者は出ていないわけですから、そういう中での影響の状況をどう病院としては捉えているか。

2点目に、発熱外来の対応と、そこからPCR検査を受けるというような、どういう流れで行われるのかということと、それと実際に数、差し支えなくて分ければどれぐらいの量がいらっしやるのか、これが2点目です。

3点目に、他の公立病院、今洞爺湖町でもたくさん出ています。そういう状況なのだけれども、他の公立病院でのコロナの影響による減収状況等々、そういうことについての意見交換みたいなのがあって理解をしている部分があればその状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 3点ご質問いただきました。

まず、今回のコロナ等の影響ということでのご質問でございます。確かに今回特に入院の収益がかなり大きく減る見込みということでございます。先日の一般質問の中でも1億円を切ってしまう、9,000万円ぐらいではないかというようなご答弁をしていますが、まず入院患者が減っているというのは、今回コロナの関係でいいますと入院をするにはその前に例えば内視鏡の検査だとか、当然コロナですから、PCRの検査だとか、そういった所定の検査、これのほうをまず入院前には必要になるということでございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、内視鏡検査なんかは検査時にエアロゾルというガスを出したりだとか、そういった部分もありまして、かなり医師会のほうからもコロナのときは内視鏡の検査とかも自粛するべきというような部分なんかの話もありました。そういった中で主治医としても外来でかかって入院はさせたいのだけれども、所定の検査までができないということもありまして、なかなか入院にも至らなかったと。それをまたその患者がほかの医療機関に行こうにもほかの医療機関も同じような状況にあるということもありまして、入院収益に関してはかなりコロナの影響を受けたのかなと思っております。金額的な部分が幾らぐらいかということではできないのですけれども、人

数的には11月末現在で患者数が昨年のほぼ半数と、パーセントにすると48%ぐらい落ちたというような状況がございまして、かなりコロナでの減収域、ほとんど1億円ぐらいにはなるのかなというようなことで想定してございます。

それと、2点目の発熱外来からのPCR検査の流れでございまして、まず、発熱外来、当院にかかりたいという方につきましては事前予約をしていただいて、うちの発熱外来に何時に来ていただきたいということで、来てからすぐ病院の院内には入っていただかないような形を取っていただいております。大体お車で来る方なんかは駐車場の車の中で待機していただいて医療従事者が到着してからまた時間を持って対応するというので、必要に応じてPCRの検査のほうに誘導すると。PCR検査につきましては、これも昨日一般質問のほうでご答弁していただけますけれども、2月の発熱外来設置から70件程度実はありまして、大体苫小牧市のほうにPCR検査に行ってくださいということで行っていたり、行っていない方については保健所との指導の下、当院で検体採取、また判定のほうまで当院のほうでやっているというような実情でございまして。

それと、3点目のほかの公立病院の影響でございましてけれども、これも1項目めでご答弁したとおり、ほかの病院も聞くところ同じような状況でございまして。特に話になっているのが外来よりも入院のほうがかかなり影響が出ているということで、新聞紙上のほうでは特に陽性の患者を受け入れる感染病床を持つ医療機関の状況がよく報道されているのですが、当院のような感染病床を持たない病院であっても入院のほう伸び悩んでいる。あと、健康診断、あと予防接種だとか、そちらの公衆衛生活動的な件数のほうにも影響は出ているということで伺っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。よく理解できました。それで、これは病院がどうのこうのとか病院事務長がどうのこうののではない、発熱外来、要するに電話したら時間を決めて来てくださいと、車で待っていなさいよと、こうなるのです。そしたら、熱が出たから、すぐ行って診てもらおうというふうに、なかなか敷居が高くなってしまおうような、それは病院が悪いとかということをおっしゃっているのではなくて、そうなるとかえってマイナスだと思うのだ。もちろん初めに電話して来る人はいいけれども、熱が出たからといってすぐ病院に行ってしまったという人が昼間だったらきつとあると思うのだ。そういう人たちもなるべく、気軽にはならないのだけれども、受けられるようにしないと駄目だとか、もう少し改善の余地がないのかなと。そこら辺ではもっと気楽に受けられるようにしないと駄目なのではないのかなと思うのだけれども、そこら辺の見解をひとつお願いしたいです。

それから、入院する場合は必ずPCR検査を受けた後でないとい入院ができないということなのかどうか。もしそうだとしたら今言われたような状況というのは我々も含めて町民も、広報で流れているのかもしれないけれども、そういう理解になかなか私自身もなっていないのです。それはあれだけコロナが問題になっている中で我々の姿勢の問題だと言われたらそのとおりのだけれども、今の病院の状況というのはどうしてこうなるのかというようなことを町民の皆さんや我々にもう少しリアルタイムに、どういう形で知らせるかというのは難しいかもしれ

ないけれども、せめて議員なんかには発熱したらこういう流れで行きなさい、それは用紙が来ていたかもしれない、病院から。そういうことをもっと徹底できるような仕組みがないと、今の東京都や、広島県の状況なんかは特にひどいですよね、奥尻町も。ですから、そういうものに白老町が対応するためにはそういう啓蒙をもうちょっとして、今の病院の財政が苦しいというのはそういうことなのだとすることをもうちょっと町民にきちんと知らせる必要があるのではないかと思うのですけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 昨日も一般質問の中でそういった情報のいろいろ提供だとか、病院としての部分でのもうちょっと発信というところにつきましては今後も積極的にやっていくべきかなと私も思っております。確かに今ご質問があったように、発熱外来は事前予約ですよと、そういうような形で周知もしているのですが、体調が悪いとすぐ診ていただきたいというのが患者の正直なお気持ちですので、直接正面玄関から入って普通に受付に来られる方も正直いらっしゃいます。その都度、具合が悪い中なものですから、話はちらっとさせてはいただいておりますけれども、周知方法についてはもう少し考えていかなければならないのかなと思っております。

それと、PCR検査も、昨日のご答弁にもありましたけれども、もう少し町内の、これは保健所のほうからも実は我々も要請されているところなのですが、検体の検査、こちらのほうをしっかりとやっていただきたいというような実は要請もされております。PCRの発熱検査センターもかなり容量が超えてきているということでもありますし、また入院のほうも当然陽性の患者は我々の病院では受けることはできません。ただ、その前に陽性の患者はそういった来たるべきの医療機関には極力お願いして、それ以外の患者については極力検査もやった中で当院のほうに入院してもらうというようなことは今院内の中でも何とか実現できるように職員一同今いろいろ話もさせていただいているというところがございます。そういった病院の取組、またその動き、また発熱外来の状況、そういったところも今後また何か情報提供を分かるような形で発信は続けていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 大淵です。よく分かりました。1つ先ほど聞き忘れたのだけれども、外科のお医者さんが来ましたよね。それで、情報が正確でないかもしれないけれども、外科で入院された方がいたようなことがあったのだけれども、実際に外科のお医者さんが来て、コロナで減っているのだけれども、病院にとってはプラスになって患者が増えたとか、今までと比しても構いませんから、そういう状況がどういう形で外科のお医者さんの中身になっているか。

それと、町側に聞きたいのだけれども、要するに今の病院の状況というのはコロナで来れないと、財政的に厳しくなっていると、そういう圧力がどんどん、どんどん病院の職員やお医者さんにかかるわけです。もちろん努力はしなくてはいけないし、していると思うのだけれども、ただもう一つはそういう人たちを励まし、本当に病院頑張ってくださいよと、これからの我々の健康を守るのはそこがとりでなのだというような、多分やっぴらっしゃると思うけれども、そういう激励とか、そういうことはしているのですか、町の理事者として。例えば病院

の院長だとか病院の職員だとかお医者さんに対してしていますか。していなかったらぜひやってほしいと思うのだけれども、それだけです。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） そのところは、今回田口先生に赴任していただいたのですけれども、正直なところこれまでやっていた歓迎会だとか、そういうものができないというところがあります。ただ、町長を含めて声かけといいますか、そういうことは十分させていただいておりますし、今様々な病院の改築含めての状況だとかコロナの対応等につきましては事務長を通しながら、私どもも理事者のほうにいろいろと教えていただきながら、そのところの対応は図るように十分体制はつくっていくつもりでございます。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 外科医の関係のご質問がありましたので、簡単にお知らせしたいと思います。

今副町長のほうからもありました10月5日に採用した田口博一外科医なのですけれども、現在採用から3か月たっているというところでございます。外科医とは申しても手術だとか当院につきましては前院長が退職後やっていないというところもありますので、現在当然外科として活動はいただいていますけれども、もう一つ救急の専門医でもいらっしゃいますので、そういった内科的な、今言ったコロナだとか感冒とかの対応もやっていけるという方でございます。昨夜も実は当直で勤務されていたのですけれども、救急のほうも全て受けているような状況もでございます。あと、これまで特筆すべきところは木曜日だとか金曜日につきましては今まで出張の外科医だったものですから、どうしても札幌市等に帰るので、2時半で帰らないといけなかったと。その後例えば外科のけがしたとか、患者が来ても診れないような体制であったのですが、今回田口医師が来たとか、常勤医師が来たということで自分の診療時間外のところも外科の患者を全てカバーしていただいているというようなところでありますので、大変うちにとってはそういったところも患者から以前よりもよくなったねというかなりお褒めの言葉もいただいていますし、また今後もこういった医療体制のほうは何とか充実させるようにしていきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第8号 白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議8—1をお開きください。議案第8号 白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年12月11日提出。白老町長。

条文については、朗読を省略させていただきます。

議8—5をお開きください。附則でございます。附則、この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日に施行され、町村議会議員選挙及び町村長選挙において立候補に係る環境改善を図るため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することとされたことから、白老町議会議員選挙及び白老町長選挙における選挙運動の公費負担について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

よろしくご審議をお願いいたします。

白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、白老町議会議員及び白老町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担）

第2条 白老町議会議員及び白老町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票

を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第4条第2号イにおいて同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、白老町(以下「町」という。)に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、白老町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額
（契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれかの号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、第8条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者と通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担）

第9条 候補者は、第11条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において

選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第 9 号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） 議 9—1 ページをお開きください。議案第 9 号です。白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年12月11日提出。白老町長。

議 9—2 ページをお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第 1 項、この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 項、この条例による改正後の白老町税外諸収入金の徴収に関する条例附則第 3 項及び白老町後期高齢者医療に関する条例附則第 2 条の規定は、延滞金のうち令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

続きまして、議 9—3 ページを御覧ください。議案説明でございます。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、税外諸収入金の徴収に係る延滞金及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金について用語の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町税外諸収入金の徴収に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した</p>	<p>附 則</p> <p>3 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセント</p>

割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

の割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

白老町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表(第2条による改正)

改正前	改正後
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセ</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3</p>

ントの割合)とする。

パーセントの割合)とする。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長(松田謙吾君) 日程第12、議案第10号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本町民課長。

○町民課長(岩本寿彦君) それでは、議10—1を御覧ください。議案第10号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年12月11日提出。白老町長。

議10—2をお開きください。附則でございます。

(施行期日)

第1項、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2項、この条例による改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、議10—3を御覧ください。議案説明でございます。地方税法施行令の一部を改

正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日施行されることから、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、<u>43万円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ 略</p>

<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、<u>43万円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア～カ 略</p>	<p>ア～カ 略</p>
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、<u>43万円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア～カ 略</p>	<p>ア～カ 略</p>
<p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703</p>	<p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び</p>

<p>条の5に 規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する 総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。</p>	<p>山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>
---	---

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を続行いたします。

◎議案第11号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について

議案第12号 白老町の字の区域の変更について

○議長（松田謙吾君） 日程第13、議案第11号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について、議案第12号 白老町の字の区域の変更について、以上2議案を一括議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 初めに、議案第11号でございます。議11-1をお開きください。

議案第11号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本町の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

令和2年12月11日提出。白老町長。

1として、場所、白老郡白老町字萩野57番、58番1、58番2、59番1、59番2、60番、61番、62番、745番、746番、747番、各地先の土地でございます。

2としまして、面積、753平方メートル。

次のページ、議案説明でございます。地方港湾白老港建設に伴う公有水面埋立てにより、埋立地と民地の間に新たに生じた土地について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、確認の議決を求めるものである。

続いて、議案第12号であります。議12—1をお開きください。議案第12号 白老町の字の区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更する。

令和2年12月11日提出。白老町長。

1、字の名称、字萩野。

2、変更する字の区域、(1)、編入する地番、白老町字萩野748番、(2)、面積、753平方メートル。

次のページ、議案説明です。地方港湾白老港建設に伴う公有水面埋立てにより、埋立地と民地の間に新たに生じた土地について、白老町字萩野に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域の変更の議決を求めるものである。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから議案第11号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について、議案第12号 白老町の字の区域変更についてを一括採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第11号及び議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 財産の取得の追認議決を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第14、議案第13号 財産の取得の追認議決を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 議13—1をお開きください。議案第13号 財産の取得の追認議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和2年12月11日提出。白老町長。

- 1、取得する財産（物品）、教育用タブレット端末、871台。
- 2、取得予定金額、5,104万円。
- 3、取得の目的、国が進めるGIGAスクール構想に基づく町内小中学校6校の教育用コンピュータ等機器の整備。
- 4、取得の方法、指名競争入札による購入。
- 5、契約の相手方、白老郡白老町末広町2丁目6番6号、株式会社和歌白老営業所所長、井藤幸夫。

議13—2をお開きください。議案説明です。本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づく議会の議決が必要な、予定価格が700万円以上である財産（物品）の取得であるが、議会の議決を経ずに契約を締結したため、現状としては契約が無効とされる。このことから、契約を有効なものとするため、追認議案を上程し、議会の議決を求めるものである。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時10分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又でございます。先般の議案説明において第13号、14号での議案の理由説明があり、また行政報告もありました。ただ、これはとても重大な出来事だと考えておりますので、何点か確認のご質問をいたします。

1点目であります。なぜこのようになったのか明確な説明責任を求めたいと思います。

2点目は、追認議決を求めるということではありますが、追認議決のその定義についてお聞きいたします。

3点目についてではありますが、3点目は議会軽視はなかったかということでもあります。私は、

新人議員として2年目を迎えるわけでありますが、様々な場面においてまちの説明責任が問われております。議員との議論の結果、それらが実現に向かうのに一步踏み込まれていないような状況を私自身感じておりますし、さらには議員が熱量を持っていろいろ臨んでも、その場限りの対応が見受けられていると私自身は感じております。そのようなことから、本件は議会軽視のまちの姿勢が生み出したものと考えますが、いかがでありますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） まず、私のほうから今回のこういうような不手際といいますか、不祥事が起きた明確な原因、説明ということで今お求めいただきましたけれども、私はヒューマンエラーだと考えています。ですから、それでももちろんよしとするわけではありませんが、理由を何かと問われたときに、いろいろあると思います。例えば資質の問題もそうでしょうし、それからあと気の緩みもそうであったかもしれません。ですから、何かこういう原因があって今回のような過失が起こったというよりも気持ちの問題、あるいは資質の問題、そういったものを高めていくこと、それから緊張感を持って業務に当たること、これが私は大事だと思っております。明確な原因をなかなかこれですとはお伝えできないのですけれども、今私が捉えているのは、繰り返しになりますが、私どもの資質の問題と、もう一つは職務に対する緊張感、あるいは気の緩み、そういったものが欠落していたのではないかと私自身は理解しております。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今回追認議案として上程させていただきました根拠につきましては、様々なこういう案件があるのかどうか調べさせていただきました。その中で昭和49年3月13日に仙台高等裁判所の判決がありまして、その中で議会での議決をいただきますれば遡って有効になるということができるという判例があります。その事件については、違法処分行為による損害賠償代請求訴訟事件ということであります。もっと言えば町長がした町有の普通財産、土地、建物の売渡しにつきまして、その売り価格が不適切であり、専決権の乱用に当たる瑕疵があったのではないかという裁判でございます。その中で、その後議会が今言ったような瑕疵の部分についての処分承諾をする旨の議決をしたときは、そういう瑕疵はいずれも治癒されるという言い方で裁判判例としては出ております。これがどこのというか、自治体においてもこういう追認議案のときにはこれを根拠にしているという押さえができます。特に平成22年10月18日に行われました深川市議会の臨時会においては、今私が挙げた仙台高等裁判所の判例を基にして今回のような追認議案としております。

それから、もう一つ、非常に重たいお言葉をいただきました。私ども町長を先頭にしながら議会の皆様方とは真摯に、そして真剣に、一生懸命向き合いながら議論を交わさせていただいていると思っております。それは、あくまでも町民の幸せを共に願うという一つの思いの中でそういう向き合い方を私はしているつもりですし、役場職員が一つとなってそういう気持ちで向かっていると思っております。ただ、今ご指摘があったようなことが見られることを改めて私自身もしっかり受け止め、そして理事者の一人として各職員に指導する立場から、そのことを今後肝に銘じながら職員と向き合い、そして議会の皆様方と真摯にしっかりと町民の幸せのために議論を交わしてまいりたいと考えます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又でございます。まず、追認議決の定義、それは理解いたしました。ただ、追認議決がされなかった場合はどうなるのか再度確認いたします。

それから、先ほど休憩時間でご説明があったわけでありますが、再発防止についてでありませんが、まずは教育長のご答弁でいきますとヒューマンエラーです。昨日同僚議員からも質問がありましたが、失念という言葉があるわけですから、日々職員の皆さんの抱える業務は今本当に増しております。そして、今年度は特にコロナ禍に伴い、交付金等業務が多忙となっております。このたびの事案は、行政報告にあるように組織的なチェック体制が機能しなかったことにあります。契約事務に係る委任事項の範囲の見直しなどの整備、これは私は一定の理解を示すものでありますが、原課の担当者については入札業務に集中するわけでありまして。本件が議決事項であるかどうかということは事務処理における工事及び物品購入事務の初期段階から入札、契約事務に至るまで伺い書や決裁が当然発生しますし、先ほどもお話がありましたが、契約等審議委員会でも審議されるわけでありまして。その中に議会議決の要否、その時期といったところを記述するなどの様式に改めるですとか、各段階でチェックできることが可能となるように進めていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） もし今お話のあった追認議案が否決されるとなれば、この契約が無効ということになります。そうなれば既に業者との本契約が終わっておりますから、そのことで損害賠償等の動きが出てくるだろうと思っております。そういうことで、今回本当に私どももこの不祥事に、失態に、議会を軽視したつもりはないのですけれども、こういう事実が出てきたことにしっかりと向き合いながら、ぜひ議員の皆様方のご理解をいただきたいと思います。

それから、もう一つは組織的なチェック体制の在り方については、今議員からご指摘があったような役場の入札含めて契約まで行く段階のチェック体制の在り方については、今私が防止策等を挙げましたように、スケジュール管理のところをしっかりと押さえながら一つ一つこの案件については議会の承認が要るのかどうかというところを明確に書類の中に落としながら確認をしていきたいと思っておりますし、教育委員会に今まで、先ほどもお話をしたように任せていたというか、委任ということで議会の財産取得に関わる上程の在り方についてもしっかりと町長部局が責任を持って今後対応して進めていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 財産の取得の追認議決を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 財産の取得の追認議決を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第15、議案第14号 財産の取得の追認議決を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 議案第14号です。議14—1を御覧ください。財産の取得の追認議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和2年12月11日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、タブレット用充電保管庫、32台。

2、取得予定金額、869万円。

3、取得の目的、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、町内小中学校6校に整備したタブレット端末の運用に必要な物品の整備。

4、取得の方法、指名競争入札による購入。

5、契約の相手方、白老郡白老町末広町2丁目6番6号、株式会社和歌白老営業所所長、井藤幸夫。

議14—2をお開きください。議案説明です。本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づく議会の議決が必要な予定価格が700万円以上である財産（物品）の取得であるが、議会の議決を経ずに契約を締結したため、現状としては契約が無効とされる。このことから、契約を有効なものとするため、追認議案を上程し、議会の議決を求めるものである。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 財産の取得の追認議決を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第16、議案第15号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議15—1をお開きください。議案第15 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年12月18日提出。白老町長。

附則を追加する改正でございますけれども、朗読は省略させていただきます。

次のページ、議案説明でございます。特別職の職員の給与については、本町の財政健全化に向けた取組として特別職の給与の自主削減を継続しているが、教育委員会における財産取得に係る契約について必要な議決を経ずに契約を締結し、議会へ追認議案を提出する事態となったことの責任を重く受け止め、現在の削減（町長10%、副町長8.5%、教育長7%）に加え、令和3年1月分の給料額について、更に20%の削減を行うため、本条例の一部を改正するものである。

なお、副町長の削減につきましては、白老町副町長事務分担規程第2条の規定による財政課を分担する副町長とするものでございます。

前のページにお戻りください。附則でございます。附則、この条例は、公布の日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則	附 則

1～36 略

1～36 略

37 町長、白老町副町長事務分担規程（平成27年訓令第10号）第2条の規定により財政課を分担する副町長及び教育長の給料額は、令和3年1月に支給する分に限り、別表第1及び附則第35項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、さらに同表に定める額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において任期满了その他の理由により離職する特別職の職員の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1に掲げる額とする。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第17、発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 発議第1号。

令和2年12月18日。

白老町議会議長、松田謙吾様。

議会運営委員会委員長、小西秀延。

白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議1―2をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「14人」を「13人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

発議1―3をお開きください。議案説明であります。広報広聴常任委員会の委員の定数を14人から13人に改めるため、条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表は、下記のとおりであります。

以上、よろしくご審議いただきたく、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

白老町議会委員会条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 略	第2条 略
(1) 略 ア～カ 略	(1) 略 ア～カ 略
(2) 略 ア～ウ 略	(2) 略 ア～ウ 略
(3) 広報広聴常任委員会 <u>14人</u> ア～ウ 略	(3) 広報広聴常任委員会 <u>13人</u> ア～ウ 略

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 定期監査の結果報告について

報告第2号 例月出納検査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第18、報告第1号 定期監査の結果報告について、報告第2号 例月出納検査の結果報告についてを一括議題に供します。

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を同条第9項の規定により、及び地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第1号及び報告第2号はこれをもって報告済みといたします。

◎総務文教常任委員会の審査報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第19、総務文教常任委員会の審査報告について、陳情第1号 元気号路線延伸（登別市）の陳情書を議題に供します。

本件については、令和2年定例会11月会議において総務文教常任委員会に付託いたしましたので、その審査結果の報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

吉谷一孝委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉谷一孝君） 陳情の審査報告書。

本委員会に付託された陳情の審査結果を、次のとおり白老町議会委員会規則第45条第1項の規定により報告いたします。

記、1、件名、陳情第1号 元気号路線延伸（登別市）の陳情書。

2、陳情提出者の住所及び氏名、白老町字虎杖浜6番地13、桔梗原安雄、白老町字竹浦204番地、高橋征治。

3、審査の経過。

令和2年11月30日再開された令和2年白老町議会定例会11月会議において本委員会に付託されたので、令和2年12月8日及び14日に委員会を開催し、陳情提出者を参考人として招致し願意を聴き関係課の説明を求め慎重に審査した。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、審査意見。

本陳情の審査については、陳情者を参考人として招致し願意を確認した。

陳情者の願意は、虎杖浜・竹浦地区における生活改善を図るために移動手段を確保し充実を求めるものであり、地域公共交通として運行している元気号を生活圏である登別市に延伸してもらうために町に対しての要望であった。

陳情者によれば、買物や通院は地域内で賄えないことから、主に近隣である登別市内に行く町民が多く、さらに、今秋には、虎杖浜地区にあった金融機関の支店統合による移転や病院が運行していた通院バスの廃止があり、地域町民は大変困惑しているため、町に対し元気号の路線延伸を要望するものであった。

また、その経緯は、地域公共交通の改正などの町民説明会がある機会ごとに、町に対して路線の延伸を訴えてきたが、願いがかなわずにきたとともに、金融機関の移転や通院バスの廃止などが重なり、不便な状況が増大していくため、本陳情に至ったとのことであった。

担当課からの説明を求めたところ、本件に関する状況は把握しており、10月に開催した地域公共交通改正説明会においても意見が出され、検討課題としているとのことであった。しかし、登別市への延伸については、行政区域をまたぐため、双方の地域公共交通活性化協議会の承認の上で、運輸局に認可申請を行う手続を必要とするため、町単独では決定し運行することはできないことから、現時点では、登別市の協議会に打診している状況とのことであった。

元気号路線延伸（登別市）は、今後、高齢者の免許返納も増えることが予想されることから竹浦・虎杖浜地区の町民生活に大きな影響を与えるものであり、地域内経済循環及び医療環境を勘案し、願意をかなえていく必要がある。町は近隣市と接する地域の状況と町全体のことを総体的に検討して対策すべきであり、本陳情の願意をかなえる手段としては、地域町民の実態を調査分析して元気号の運行に限らず、早期に様々な手段を検討し実施する必要がある。

このことから、本陳情について、この課題を解決したいという陳情者の願意は妥当であり、審議の一致を見たことから採択すべきものと決定した。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありました。この委員長報告について質問がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質問なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第1号 元気号路線延伸（登別市）の陳情書の委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第20、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、派遣研修等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第12号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第21、意見書案第12号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第12号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う、特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらには、男性に対する治療についてもその対象として検討すること。

2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第12号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第13号 2021年度介護報酬改定における大幅増額及び、新型コロナウイルス感染症に対応した支援を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第22、意見書案第13号 2021年度介護報酬改定における大幅増額及び、新型コロナウイルス感染症に対応した支援を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第13号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

2021年度介護報酬改定における大幅増額及び、新型コロナウイルス感染症に対応した支援を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

2021年度介護報酬改定における大幅増額及び、新型コロナウイルス感染症
に対応した支援を求める意見書（案）

3年に一度の介護報酬改定（2021年）に向けた議論が、厚生労働大臣の諮問機関とされる社会保障審議会・介護給付費分科会で行われています。

介護現場は、新型コロナウイルス感染症や続発する大規模災害により、これまでにないほどの経営危機に直面しています。

厚生労働省が10月30日に公表した2019年度介護事業経営実態調査では、新型コロナウイルス感染症拡大前と比べて47.5%が経営悪化を訴え、東京商工リサーチによれば、2020年1月から9月の老人福祉・介護事業における倒産は94件（前年同期比10.5%増）となり、介護保険法が施行された2000年以降1月から9月で最多だった2019年同期（85件）を更新したとされています。

道内の介護関係者でつくる、「介護される人もする人もみんな笑顔に！北海道連絡会」が実施した介護事業所アンケートでは、返信のあった1,248事業所（回収率36.6%）のうち、経営状況は5割が減収（感染者が多い札幌市内の事業所は9割が減収）と回答しました。また、国や自治体に求める支援策として、介護報酬引き上げに54%、介護職員への手当創設に60%、PCR検査を受けやすくするが64%、マスク・消毒液等衛生資材の支給に68%との回答が寄せられました。

介護保険財政から事業所に支払われる介護報酬は、事業所収入の大部分を占め、訪問介護や通所介護では9割を超えます。介護保険開始以来、過去6回の改定は2009年度改定を除いていずれもマイナスで、2015年度改定では過去最大の実質4.8%の引き下げでした。

こうした介護報酬の抑制路線に加えて、2019年10月からの消費税増税、そして新型コロナウイルス感染症拡大が追い打ちをかけ、事業所の経営悪化を招いています。事業所が続けられなくなれば、地域の高齢者の命は守れません。

政府においては、2021年度介護報酬改定での基本報酬の大幅増額、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による危機に対応した減収補てん、介護労働者の待遇改善への支援策を強く要望します。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第13号 2021年度介護報酬改定における大幅増額及び、新型コロナウイルス感染症に対応した支援を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第23、常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会吉谷一孝委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉谷一孝君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、①、白老町のスポーツ振興について。(2)、分科会、①、スポーツ活動団体との懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名、7、団体からの出席者は、記載のとおりです。

8、調査結果。

本委員会は、白老町のスポーツ振興について、担当課の説明及びスポーツ団体との懇談を行い、所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

(1)、総務文教常任委員会。

現状と課題。

①、人口減少と少子高齢化の影響と展望。

スポーツ人口や団体数、施設の利用状況に大きな影響を与えているのは、年少人口の急激な減少によるスポーツ参加機会や種目選択の減少である。また、高齢人口の急増によるスポーツを行う場所や機会の確保など、その対策や健康スポーツの在り方などを明確にする必要がある。

②、施設環境の要望と人材の掘り起こし。

スポーツ活動団体に対してアンケート調査及び懇談を開催した結果、施設環境については、多くは公共施設を利用しており、活動に大きな支障はないが、老朽化や使用時間等についての意見が出された。特に意見が多かったのは、多目的利用されているはまなすスポーツセンター、老朽化が著しい桜ヶ丘運動公園テニスコートと町民温水プールの改修要望であった。

また、各団体において競技者や指導者の減少、役員の成り手不足などが課題として出され、人材を掘り起こしていく必要がある。

③、財源確保の状況と展望。

各団体からは、人員や活動の減少、補助金の削減などによる運営費の資金不足の状況が出されたほか、今後のスポーツ振興を促す財源確保を図るための体制と方策の必要性が課題として出された。

委員会の意見。

①、スポーツ振興計画の策定と推進（提言1）。

将来の方向性と課題を解決するため、行政と民間、競技者、指導者等が検討を行い、実効性の高いスポーツ振興計画を策定する。

ア．スポーツ振興計画の必要性。

現状と課題からスポーツ振興を図るためには、その意義と方向性を明確にして段階的に取り組む計画が必要である。

内容としては、スポーツの分類として、1、健康スポーツの普及・振興、2、競技スポーツの普及・振興、3、学校スポーツの対策を網羅し、取り組むための体制や財源の確保策を定め、関係者を含む多くの町民や有識者による検討体制、さらには近隣自治体との連携も考慮した計画策定が望まれる。

イ．体制・人材の協力・連携を図る活動環境。

策定した計画を進めるために、その調整役となる組織体制や財源、人材の活用を図りながら、進捗状況の点検・評価を行い、改善検討する着実な推進管理が求められる。

体制の確立は、民間と行政の双方で必要があり、民間の指導者、競技者をはじめとする人材の活用と企業などの参画による振興策や資金力の活用・協力体制をつくとともに、行政や関係団体が連携して、体育協会の体制強化や財源確保を図る活動環境づくりに取り組むことが求められる。

ウ．計画の策定・推進。

計画策定や活動環境の必要性に基づき、スポーツ振興に係る基盤や施設・設備の整備計画（ハード面）と人材や組織の体制整備・財源確保・活動方法の改善計画（ソフト面）を期間と経費、体制、手段等を明確にした実効性の高い振興計画を策定して着実に推進することが求められる。

②、民間活力の導入と財源確保（提言2）。

安定的なスポーツ振興を進めるため、企業誘致など民間活力の導入と財源確保策を確立し、施設整備の推進と人材育成の推進を図る。

ア．民間活力導入の誘致活動、推進体制。

民間活力を導入するための行政活動について、そのアプローチの方法と体制づくりが求められる。民間による運営、資金調達、管理手法などを拡充するための行政との調整や支援の在り方を検討し、民間の参画を促す必要があることから、行政体制や人事配置を整える必要がある。

また、行政方針として、民間活力の導入や協力体制の構築を進める姿勢を確立することが重要であり、行政主体の振興方策だけではなく、企業誘致の推進や民間活動との連携、協力体制の構築を図ることが有効である。

イ．資金調達の方策と運営体制の改編。

行政主導による施設配置や管理運営を進めるには、組織体制や財源確保に限界があり資金調達や運営体制に民間活力を導入していくことが必要である。

推進体制においても体育協会中心で進めるのか、(仮称)文化体育協会など統合を含めた組織改編の長所・短所を明確にする検討が必要となっている。そのことによって、スポーツ・文化の連携や協力体制の再構築や振興策にもつながる。また、行政と協会及び企業との連携や参入の方策、それぞれの長所の活用についても検討が必要である。

③、まちづくりとスポーツ振興の連携（提言3）。

スポーツ振興とまちづくりを連携し、見るスポーツ・参加するスポーツ・育てるスポーツなど多様な参加機会を通して、白老町のスポーツ文化を醸成する。

ア．民間交流の活発化とスポーツを生かした経済活動。

これからのスポーツ振興には、健康志向によるスポーツ機会の拡充や大会・イベント等の集客による民間との交流や経済活動との連携、資金獲得を伴う魅力の向上、広域によるPR・参加によるスポーツを活かした経済活動の導入を図ることも有効である。そのことによって、スポーツの普及、機会や参加の拡大を図ることが期待できる。

イ．観客・競技者・指導者によるスポーツ文化の醸成。

本町は大昭和製紙北海道野球部の全国制覇による機運醸成やプロスポーツ選手招聘など、魅力的で話題性の高い機会によってスポーツ都市を築いてきた経緯から、さらに、見るスポーツ、参加するスポーツ、育てるスポーツなど多様な参加機会を通して、まちに楽しみや活気あるスポーツ文化を醸成していくよう努めるべきである。

ウ．公園や文化施設等を生かした社会教育体制とまちづくりの連携。

憩いの場である公園や文化活動施設などで健康体操や軽スポーツに活用すること及びスポーツ観戦や講演会を開催するなど、社会教育やまちづくり人材の育成に生かすべきである。また、そのような事業を通してスポーツだけに限定することのない総合的な人づくり事業を進めるべきである。

なお、この調査結果に基づく総務文教常任委員会の提言は、町長及び教育長に対して提出する。

(2)、総務文教分科会。

総務文教分科会は、白老町体育協会加盟団体単位協会及びスポーツ少年団の15団体17人との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、地域包括ケアシステムの推進と生活支援について。(2)、分科会、NPO法人御用聞きわらびとの懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、

6、団体からの出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

8、調査結果。

本委員会は、担当課の説明及び生活支援団体との懇談を行い、地域包括ケアシステムの推進と生活支援についての所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

(1)、産業厚生常任委員会。

地域包括ケアシステムの推進と生活支援について。

本調査を進めるに当たり高齢者の実態を把握するため、令和元年度第8期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の分析結果について担当課から聞き取り調査を行った。調査方法については要介護1から5以外の65歳以上の高齢者のうち、施設入居者・町外居住者を除いた者から無作為に600名を抽出し、回答者は395件で回答率は65.8%であった。調査結果のまとめで主なものとしては以下のとおりである。

①、生活状況については、独り暮らしと夫婦2人暮らしを合わせて全体の74.3%を占めている。住居は一戸建ての持家が88.5%と多い。将来、介護が必要になった場合に、「自宅で介護サービスを受けて暮らしたい」が最も多く、次いで、「介護施設へ入所する」との回答であった。このことから、親族や子供には迷惑をかけたくないと思っていることがうかがえる。

②、心神状態については、34.6%の人がこの半年間に入れ歯でかむことに支障を来している。これは当初入れた入れ歯が老化等により合わなくなってきたにもかかわらず使い続けているためであり、放置しておくとも栄養状態が悪くなってくる。また、半数の人が物忘れを自覚している、早期受診により認知症の改善を図ることができる。過去1年間で転倒したことが一度以上ある高齢者は40%を占め、骨折の原因につながっている。場合によっては施設等に入り、自宅へ戻れないケースもある。

③、外出状況については、外出が週1回以下及びほとんど出かけていない人を合わせて24.3%である。外出を控える理由は身体的問題と交通手段がないためとなっている。また、自動車の保有率は71.5%となっており、運転免許証の返納を考えている高齢者が多い。

④、人と人の交流、地域活動については、誰かと食事する機会が1週間に一度もない人が44.7%である。しかし、趣味がある人は70.4%や生きがいがある方は55.4%おり、特に子供・孫に会うことや孫の成長を見ることが上位を占めているが、今のコロナ禍により趣味や生きがいに関する活動を行うことに弊害が生じている。また地域での活動に参加している人は少ないが、町内会活動には年に数回の参加も含め、46.3%が関わりを持っている。

⑤、日常生活で困ることについては、除雪や家具の移動、草刈りなどの環境整備、不要品の処分などの力仕事に困っている高齢者が多い。また、緊急時の自宅訪問や通院支援の希望が多い。

調査から見える課題。

①、介護施設等への入所に伴う持家の利活用。

②、移動手段の確保、利用ニーズに合わせた移動手段の検討。

③、地域交流を目的に集う場をつくること及び、高齢者を支える人材の育成、人と人とをつなぐネットワークの形成。

④、多様性のあるサービスの導入及び生活支援の整備。

包括ケアシステムを推進していくための課題。

①、訪問診療に係る人材不足を解消するための専門的人材の確保（官民連携が重要）。

②、役場職員の定数削減が進む中、高齢者は町の総人口の半分に上る。新しい職員配置の考えが必要（民間委託によるサービスの向上）。

③、生活を支える地域情報及び相談窓口の周知、シルバー世代のための暮らし便利手帳の内容充実。

地域包括ケアシステムの推進と生活支援の今後について。

調査結果から見える課題等に対し、担当課からは包括ケアシステムの推進のため、生活支援の充実が必要であるとしている。町は地域ケア会議による協議を重ね、平成30年8月から住民主体による訪問型サービス事業訪問型サービスB（住民主体による支援）と訪問型サービスD（移動支援）の運用を開始した。利用実績は令和2年3月末現在、訪問型サービスBは29人、訪問型サービスDは94人である。

現在、町内で上記サービスを提供している事業者は2か所あり、それらの利用の声を参考にしながらサービス内容を増やし、各サービスに係る助成額を本年4月から増額した。

ホームヘルパー（訪問介護員）をはじめ、介護の担い手不足が町全体での課題となっている中、専門職が担うべきこととボランティアができることを整理し、よりよい体制づくりを進めることが重要である。

委員会意見。

第8期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からは、ニーズに合わせた移手段確保、集える場を通し人と人をつなぎつつ、支え合える仕組みづくりの重要性、多様なサービス・生活支援の導入の必要性が捉えられた。この必要性を満たすためには、切れ目なく、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体となった地域包括ケアシステムの一層の拡充が図られなければならない。そのために、まず官民挙げての体制充実が急務であると訴える。

人口減少に伴う町職員の定数管理は重要であるが、高齢化率の上昇を見据えた、福祉分野での職員配置の新たな考えが必要である。また、生活支援コーディネーターなど専門的人材の強化が必要である。

また、サービスを提供する民間事業者は、公助の隙間を埋める共助の担い手であると捉えるべきであり、こうした事業者の活動の担い手不足や財源確保の課題解決、技能向上への支援を行うことが重要と考える。また、ニーズ調査からは、ボランティア活動に参加したいと意欲を持っている町民が約4割に上る一方、実際に活動している町民は2割にとどまっていることが明らかとなった。こうしたボランティアへの参加意欲を持つ潜在的な人材の掘り起こしが担い手不足解消の取組につながると捉える。

さらに、日常生活支援に参画する事業者に対し、町が先進的に補助事業に取り組んでいることや暮らしの便利帳の作成など、町民目線に立った事業を具現化していることを評価する一方、高齢化率50%を目前に控えた我が町のまちづくりの観点から、包括ケアシステム、そしてそれを支える官民の体制強化は喫緊の課題と訴えるものである。

(2)、産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、NPO法人御用聞きわらびとの懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、①、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。
(2)、小委員会、①、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、②、議会だよりの編集及び発行に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、
6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。

7、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、議会だよりの編集及び発行に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

①、広報広聴研修会の開催。

11月13日に北海道自治体学会議会技術研究会の西科純氏、松山哲男氏による講演とワークショップを行った。

講演では、自治体議会における広報広聴の現状と課題として、ア．議会と住民との間で、その目的に適合するような信頼・協力関係をつくり出せていない。

イ．議会への住民意志の反映（広聴）ができていない。

ウ．住民が議会に対して正しい理解を持っていない。

エ．議会情報の公開（広報）もできていないことが挙げられた。

その課題の先にあるものとしてア．議員報酬や議員定数の削減論。

イ．議会不要論。

ウ．議員選挙投票率低下（無関心）。

エ．議員の成り手不足。

オ．首長・執行機関主導の行政運営が挙げられた。

さらに、課題の根本は、議員間で課題意識や解決策が共有されていないことや、広報広聴策の検証をしていないため、創意工夫がなされないことにある。その結果、議会としての広報広聴活動を諦め、議員個々の広報広聴活動のみになり、議員間の信頼が損ねられ、関係がよじれていくことになることとされた。

続いてのワークショップは今後の広報広聴の在り方を理解するとともに、ワークショップにおける対話手法を学ぶことが目的であった。工程は次のとおりであった。

ア．広聴活動の現状認識と目指す目標。

イ. 課題の原因・要因とその対策。

ウ. 課題解決の方法。

エ. 方策決定。

全常任委員が2グループに分かれ、今後の広報広聴活動の在り方について、具体的事例を挙げながら積極的な意見交換を行うことができた。

以上のことから、白老町議会の広報広聴活動においては、目的の共有化を図り、問題点や課題点を明確にした上で、どのような方法で解決するかが重要である。

広報活動とは、住民にとって価値あるものを伝える情報提供である。広聴活動とは、住民の声から価値ある政策や事業をつくり出すための情報収集である。そして、広報広聴の目的は住民との関係を構築することである。二元代表制の一翼を担う議会とそれを構成する議員は、議会活動にどのように取り組み、地域社会の成熟度を高めていくのか。議会の三大機能である議決機能、監視機能、政策提言機能の維持向上のため、住民の知恵をどう生かすのか。自治基本条例に基づいた取組はどうあるべきか。それらを念頭に置き、住民参加から住民参画、そして住民自治構築に向けた広報広聴活動を行うべきである。

先進事例として、広聴活動では議会モニター制度、議会サポーター制度、議会フォーラム、ワールドカフェやワークショップ研修などがある。また、広報活動では、議会広報・ホームページの改革、町民意見のホームページ掲載、議会終了後の傍聴者からの意見聴取など、様々な手法がある。白老町議会の今後の広報広聴の在り方を探る中で、必要な方策を導き出していく考えである。

(2)、小委員会。

①、議会改革検討項目について。

小委員会での検討結果については次のとおりであり、常任委員会において確認をした。

ア. 出前トークについて。

出前トークは、制度の見直しの検討を完了した。改正点として、町民の利便性向上のため、要請人数を5人から3人へ変更するとともに、分科会単位の派遣から、委員会単位・議員単位の派遣へ変更した。それに伴い、議会運営基準第8章委員会及び第9章広報広聴常任委員会の規定を、第15章開かれた議会にまとめ、白老町議会出前トーク実施要綱を策定した。

イ. フェイスブックを活用した積極的な情報発信について。

議会フェイスブックは本年6月に導入済みである。今回は白老町議会インターネット管理運営要綱の所要の改定を行うとともに、議会フェイスブックページ運用の考え方を明らかにした。これは弾力的な運用を目的にしており、必要の都度変更し、改善するためのものである。

②、議会広報の編集及び発行について。

議会だより第173号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第24、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。各常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会における所管事務等の調査の申出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしく願ひいたします。

次に、皆様には要望書等4件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたく願ひをいたします。

◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第25、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、明年1月5日まで会期となっております。明日12月19日から明年1月5日までの18日間を休会といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、明日12月19日から明年1月5日までの18日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時22分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 広 地 紀 彰

署 名 議 員 佐 藤 雄 大

署 名 議 員 貳 又 聖 規